

鳥獣被害を防止したいという皆様を支援します

■鳥獣被害対策事業（国事業及び市単独事業）

～ 地域ぐるみで被害防止対策に取り組む集落などを支援 ～

1. 電気柵の貸出

イノシシ、ハクビシン、サルなどの侵入防止のための電気柵を貸し出します。

【鳥獣被害防止総合対策交付金（国事業）】

対象者：耕作者3戸以上で設置及び共同管理し、8年間継続して利用する方
※家庭菜園は対象となりません。

補助率：国が定める単価以内であれば、資材費相当額の全額（原則）

【鳥獣被害防止対策事業（市単独事業）】

対象者：耕作者2戸以下で設置及び共同管理し、8年間継続して利用する方
補助率：2/3以内（補助上限額なし）

○貸出期間：8年間

○共通事項

- ・妙高市鳥獣被害対策協議会と借受者である集落、農家で組織する団体などと、電気柵の維持管理について委託契約を結んでいただきます。
- ・電気柵貸し出し時に設置・管理の説明会を行います。
- ・その後の維持管理は、委託契約に基づき、借受者の責任で行ってください。



2. 学習会・集落環境診断などの実施

鳥獣の生態と対策などの学習や、現地調査に基づき、集落単位での鳥獣被害対策に取り組みます。

○対象者：鳥獣被害の拡大・多様化が著しく、地域ぐるみで対策を検討・実施する集落

○実施内容

- ・学習会 … 電気柵設置・管理に係る基礎知識や鳥獣の生態や被害防止対策についての知識を学習します。
- ・集落環境診断 … 集落の現況や被害発生状況や問題点などについて、現地を巡回調査し、課題について対策を検討します。その後、集落単位で決定した対策を実施していただきます。



※支援を受けるには、前年の9月末までに要望の申入れが必要となりますので令和9年度以降の申請をご検討ください。

集落全体での対策が効果を高めます！

- 里山の荒廃化や鳥獣の分布変化などにより、全国各地で鳥獣被害が発生しており、その防止対策が課題となっています。
- 市内でも、イノシシによる水稻の踏み荒らしや、ハクビシンによる野菜の食い荒らしなどの被害が多数、発生しています。
- 鳥獣被害の防止には、地域ぐるみの対策が必要ですので、集落や農家組合などで話し合い、対策を検討・実施しましょう。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。